明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

研究実施組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第四条　第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一　大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ　［略］

ロ　専任教員の適切な配置その他の教育研究実施組織に関すること。

ハ～タ　［略］

二　［略］

２・３　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第十六条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）	
区分	学業成績の基準
廃止	［略］
警告	［略］
備考 一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。 イ　［略］ ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数 二・三　［略］	

改正前	
別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）	
区分	学業成績の基準
廃止	［同上］
警告	［同上］
備考 一　この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。 イ　［同上］ ロ　大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十三条第一項、専門職短期大学設置基準第二十条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数 二・三　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。